

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は当該業務に係る令和3年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和2年12月1日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

『新BOP学童クラブ用間食の購入「菓子類」(単価契約)』

(2) 業務内容

この業務は、世田谷区立小学校にある新BOP学童クラブ児童の間食(児童用おやつ)として1人1食単価64円(税込)、1週あたり320円(実施日が5日の場合)で週単位のメニューを作成し、区から連絡する数量を準備し各新BOPに納品するものである。この業務の実施にあたっては、61ヶ所の新BOP学童クラブを4ブロックに分け、ブロックごとに複数の事業者へ委託する業務である。

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 参加資格

提案書の提出者は次にかかげる条件を満たす者であること

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと

(3) 国税及び地方税について未納がないこと

(4) 平成27年度以降、学童クラブ(新BOP含む)、小学校、保育園および幼稚園等の児童施設(教育施設含む)に食品の納入実績があること

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 業務意欲・業務理解

業務意欲が感じられ、児童に提供する間食であることに対する理解があること。

(2) 業務実績

同種業務・類似業務の受注実績があり、本業務を履行できる実績があること。

(3) 間食内容

間食の量や質などが児童に相応しいメニュー選定となっていること。

アレルギー対応が十分であること。

(4) 品質管理能力

間食の製造・保管・配送における衛生面及び品質管理が適切であり、安全・確実な納品が可能であること。

(5) 配送力

配達可能な地域の範囲が十分であり、適切に配送計画が立てられていること。

(6) 価格・内容の妥当性

1人1食単価64円(税込)、1週あたり320円(実施日が5日の場合)のメニューとして妥当性があること。

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

(区役所第2庁舎2階20番窓口)

世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当

電話 03-5432-2317 ファクシミリ 03-5432-3016

電子メール SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和2年12月1日(火)から

令和2年12月15日(火)まで

イ 交付場所 (1)に同じ(区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 交付方法 (1)の窓口で配布

*世田谷区ホームページからダウンロード可

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和2年12月15日(火)午後3時まで必着

イ 提出場所 (1)に同じ(区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 提出方法 直接持参または簡易書留郵便で郵送

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年1月13日(水)午後3時まで必着

イ 提出場所 (1)に同じ(区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 提出方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
新BOP学童クラブ用間食の購入「菓子類」アレルギー対応分(単価契約)
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は、説明書(『世田谷区新BOP学童クラブ用間食「菓子類」』購入契約プロポーザル実施要領)による。
- (8) 本案件は、令和3年度の提案限度額を95,080,832円(4案件合計)としている。区との契約では単年度で予定価格2000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。

4 案件内訳

23,956,096円

23,812,992円

23,727,424円

23,584,320円

労働報酬下限額詳細は別紙参照。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

令和2年3月13日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(令和2年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,614円	25	土木一般世話役	2,625円
2	普通作業員	2,285円	26	高級船員	3,103円
3	軽作業員	1,637円	27	普通船員	2,455円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,357円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,007円
6	とび工	2,901円	30	潜水送気員	2,986円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,803円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,763円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,007円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,209円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,572円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,136円	39	板金工	2,965円
16	潜かん工	3,188円	41	サッシ工	2,720円
17	潜かん世話役	3,772円	43	内装工	2,944円
18	さく岩工	3,177円	44	ガラス工	2,646円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,582円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,188円	50	交通誘導員A	1,647円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,435円
24	橋りょう世話役	3,655円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,348円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,130円